DNA型鑑定ではっきりした袴田さんの無実!

今す《兩部開始を16·30清水樂会へ

日 時:6月30日(土) 午後1時20分~4時

場 所:清水テルサ 7 F 会議室(B·C)

(JR 清水駅東口 徒歩 5 分、公共交通機関を利用して下さい。有料駐車場あり)

ゲスト: 名張毒ぶどう酒事件 野嶋 真人 弁護士

再審開始の行方(仮題)

報告: 袴田事件弁護団 伊藤修一 弁護士

DNA 鑑定で明らかになった ねつ造証拠(仮題)

参加費:500円 予約は不要です どなたでも参加できます



無実を示す DNA 鑑定

私たちは"5点の衣類は捜査関係者によるねつ造証 拠だ"と主張してきました。

袴田さんは事件発生時、右肩に怪我をしていました。それは消火を手伝っている際にトタン板で切った 怪我でした。 事実、その時に着ていたパジャマの右 肩にはカギ裂きがあります。

しかし裁判所は、袴田さんが犯行の際に負った傷だ。だから、「犯行着衣の半袖シャツ右肩の部分の B型の血液は袴田さんの血液」だとして、袴田さんに死刑判決を下したのです。

今回、二人の専門家による DNA 鑑定の結果、

- ① 半袖シャツの右肩部分の血液は被害者の血液ではないことが明らかになった。
- ② 袴田さんの DNA 型とも一致しないことが明らかになった。

このことによって、5点の衣類は犯行着衣でもないし、袴田さんのものでもないことが明らかになったのです。

平成24年(2012年)4月16日(月曜日)

)西(

亲

月昇 (

(夕刊)

造会社の専務一家4人 田死刑囚のDNA型 造会社の専務一家4人 田死刑囚のDNA型 た鑑定人のDNA型鑑 弁護側推薦の鑑定結果で、 袴田巌死刑 のDNA型鑑定結果で、 袴田巌死刑 のDNA型鑑定結果で、 袴田巌死刑 のDNA型鑑定結果で、 袴田巌死刑 のDNA型鑑定結果で、 袴田巌死刑 のDNA型鑑定結果で、 袴田巌死刑 のDNA型鑑定結果で、 袴田巌死刑 のDNA型 に たっぱん しょうしょう

付うとみ NA型が不一致だった 地位に、 ジャツから検出したD2人の鑑 書で、3月に袴田死刑2人の鑑 書で、3月に袴田死刑2人の鑑 書で、3月に袴田死刑2人の鑑 書で、3月に袴田死刑2人の鑑 書で、3月に袴田死刑

検察側も「DNA不一致

袴田巖さんを救援する 清水・静岡市民の会424-0006 静岡市清水区石川本町 16-18 TEL 054 (366) 2468

できた。 で検察側推薦の鑑定 と弁護団が推薦の鑑定 人と弁護団が推薦した。 人と弁護団が推薦した。 人と弁護団が推薦した。

9 と信検をめる 8 確訴用幹地る部 0 定え性部裁一即

検察官は隠し縛つ全証拠を出せ!

5点の衣類は警察のねつ造、検察官はそれを隠していた!



左の写真を見て下さい

この写真は、袴田さんが裁判官の前でズボンをはこうとしています。でも、はけませんでした。 太ももでつっかえお尻をくぐらせることができなかったのです。

このズボンは、事件発生後 1 年 2 ヶ月後、事件現場近くの味噌 工場の味噌製造タンクからパンツやステテコなどと共に発見され たものです。

しかし、裁判所はこのズボンは袴田さんのものだ、 味噌に長期 間漬かっていたため縮んだのだ。だから、袴田さんが犯人だと、死 刑判決を下したのです。

ところが、証拠開示の求めに応じ、検察官が開示した証拠で、

- ① はけないズボンのサイズとされてきた「B」という記号が、サイズを表す記号ではなく、色を表す記号だと言うことが明らかになった。
- ② 検察官は「B」は色を表す記号であることを製造元から聴取し記録を取っていたにもかかわらず、そのことを隠し、当時の裁判では「サイズを表す記号だ」とウンをついていた。

検察官は殺人未遂犯

検察官は、ズボンが元々小さかったこと。「B」が色を表す記号 だということをしっていた。 にもかかわらず、袴田さんに死刑を 求めています。

ウソの証拠で袴田さんを殺そうとした**検察官は殺人未遂犯** なのです。

DNA鑑定でも袴田さんの無実が証明されました

今すぐ再審開始を! 6・30 清水集会へ!

日時:6月30日(土)午後1時20分~4時

場所:清水テルサ7階 会議室(B·C)

(JR 清水駅東口 徒歩 5 分 参加費:500 円 予約不要)

ゲスト: 名張毒ぶどう酒事件 野嶋 真人 弁護士

報告: 袴田事件弁護団 伊藤 修一 弁護士

主 催: 袴田巖さんを救援する 清水・静岡市民の会

静岡市清水区石川本町 16-18 TEL: 054(366)2468

事件は、1966年6月30日に 発生しました

事件から 46 年を経過します。証拠 開示と DNA 型鑑定結果によって、死 刑判決の決め手となったみそ漬け衣類 のねつ造がますますはっきりしまし た。

裁判所は直ちに再審を開始し、無罪 判決を下すべきなのです。

私たちは5月25日 名古屋高裁が、名張毒ぶどう酒事件の再審を認めなかったことに強く抗議します